

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第222回） 西部地区市町村新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

➤ 日時：令和4年7月18日（月）午後3時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、生活環境部

（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市保健所長

米子市長

南部町長（西部町村会会長）

鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）

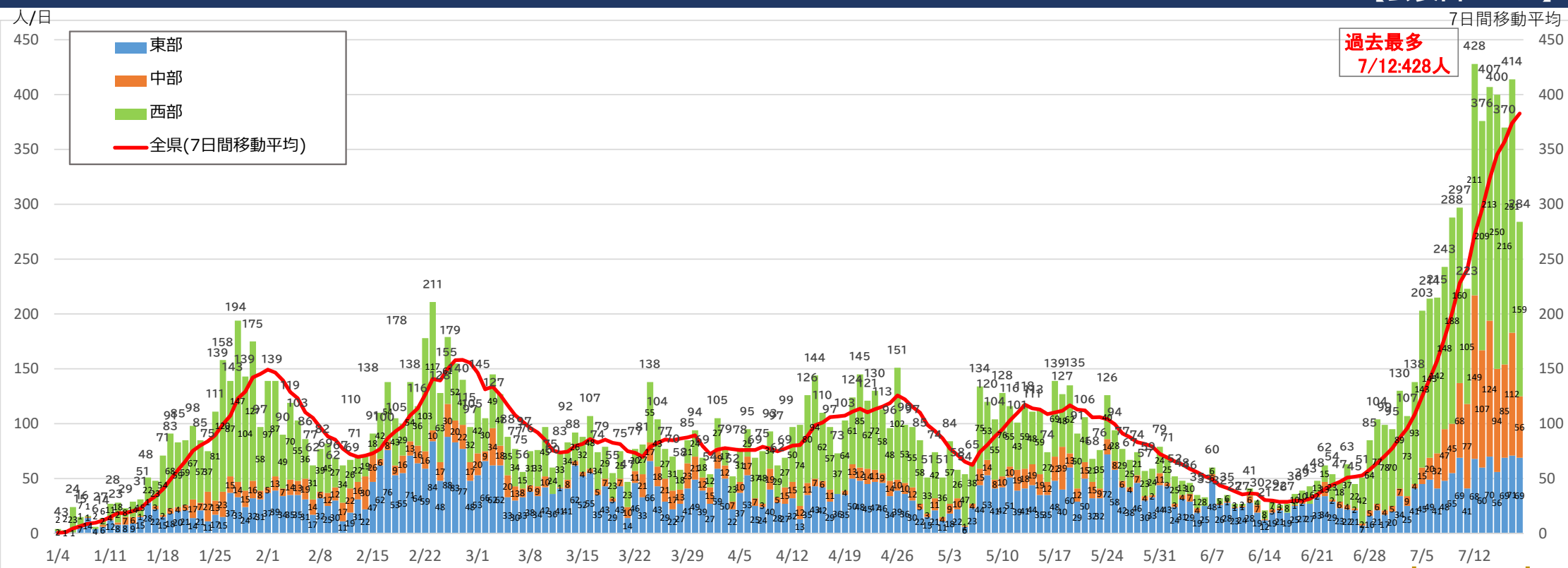
➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

（2）その他

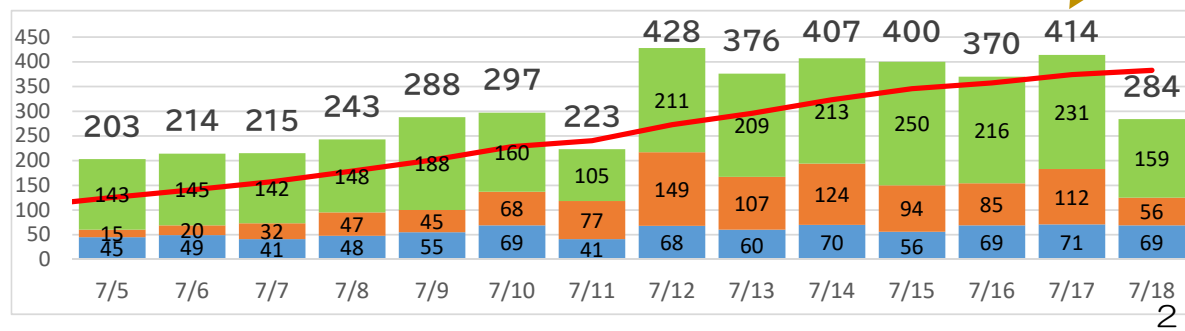
新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



1/4~7/18の保健所ごとの累計発表陽性者数

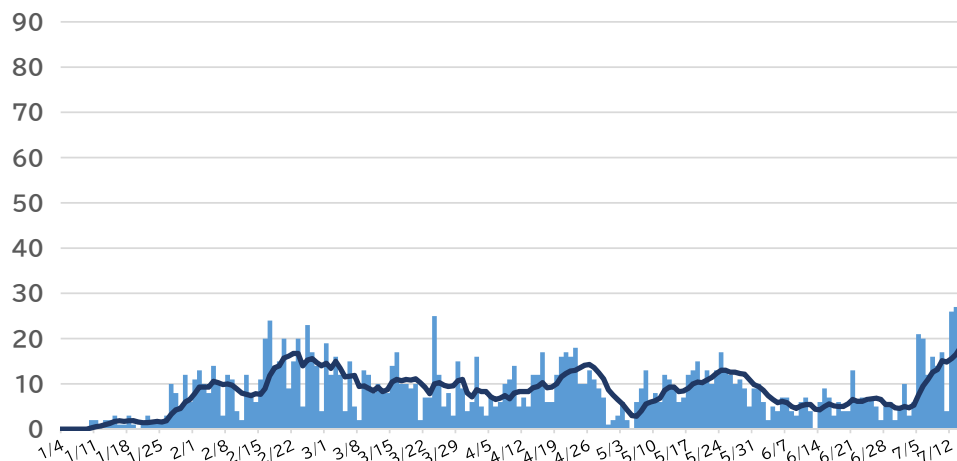
管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	6,978	2,826	9,910	19,714



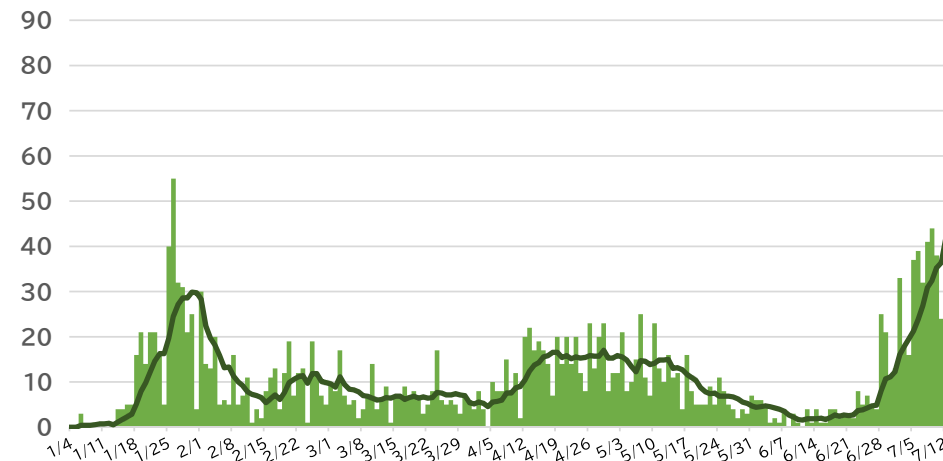
感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】

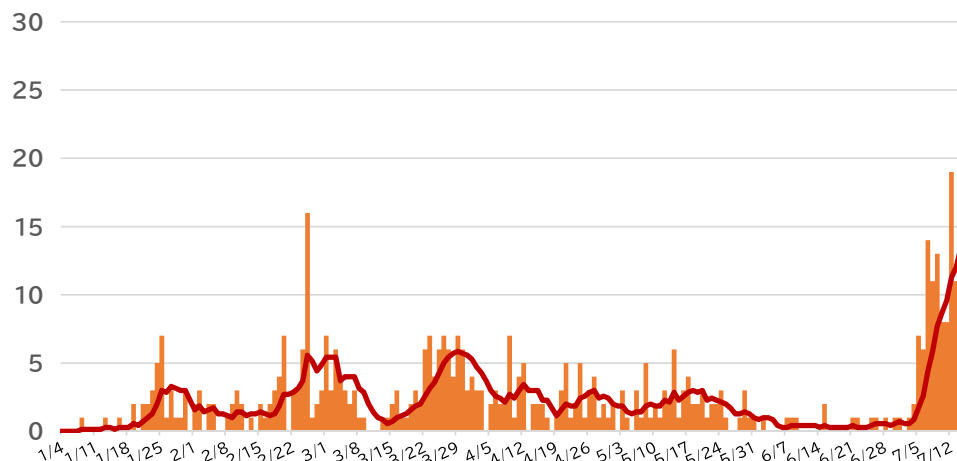
【東部】



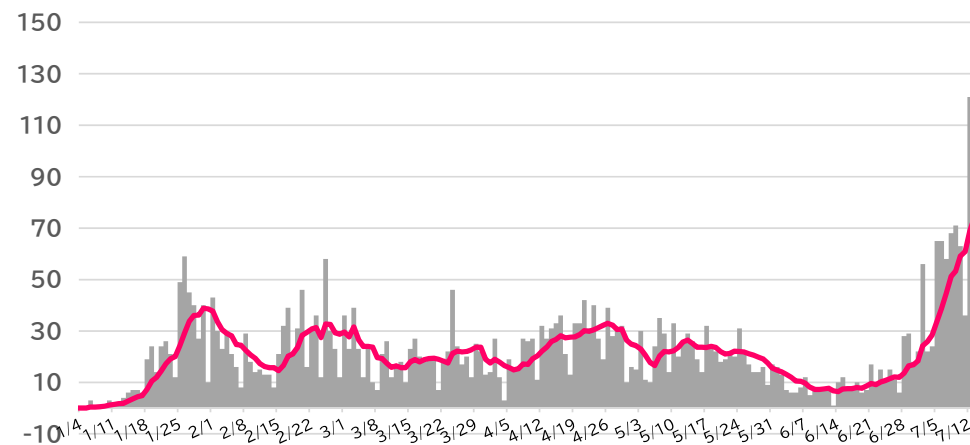
【西部】



【中部】

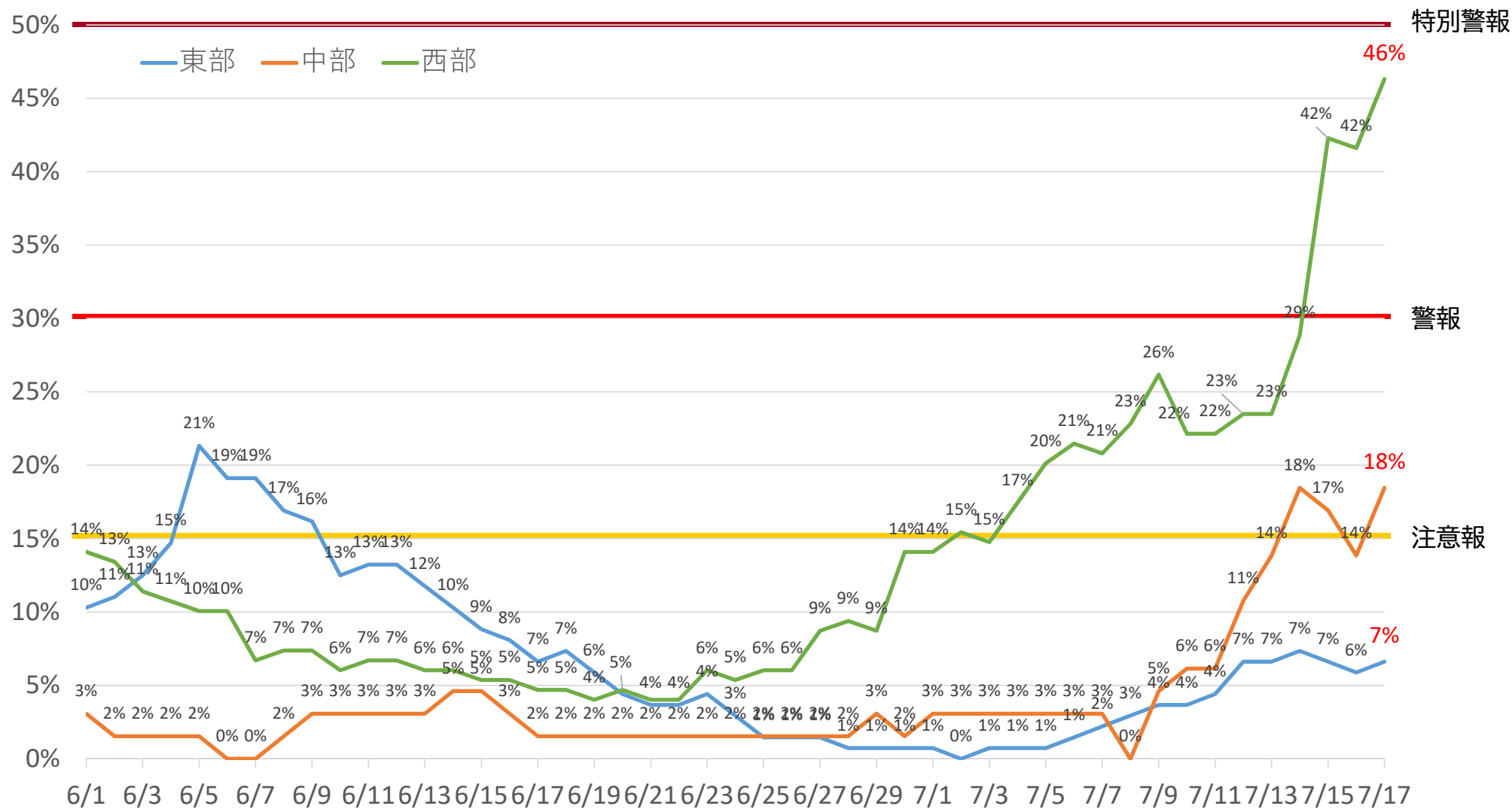


【全県】



※折れ線グラフは7日間移動平均
※7/18公表分は確認中 3

病床使用率の推移



「鳥取県版 新型コロナ警報」 (7月18日現在)

西部地区に「警報」を発令します。

最大確保病床使用率が40%を超え、新型コロナ医療への負荷が生じ、一般医療への影響が出始めています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
西部地区	警報	7/18~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(7/18)> 東部(6.6 %)、中部(18.5 %)、西部(46.3 %)

⇒西部地区は40%を超えており、「特別警報」に近づいています。

⇒中部地区は18%を超えており、「注意報」に近づいています。

緊急警戒メッセージ

予防レベルを上げ医療と大切な人を守ろう

学校・保育所等の集団感染や家庭内感染等により、**高齢者や医療機関へ感染が広がり、医療逼迫が懸念**されます。

「BA.5」が広がり、**これまでで最もうつりやすい**ので、**厳重に警戒**してください。

命と健康、大切な人を予防レベルアップで守りましょう。

メリハリのあるマスク着用や密を避けるなど**基本的な感染防止対策の徹底**とともに、**空気の流れを意識した換気や消毒の徹底**など**感染防止対策をレベルアップ**しましょう。



鳥取県



米子市



境港市



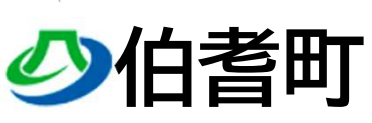
日吉津村



大山町



南部町



伯耆町



日南町



日野町



江府町

会食時の感染防止対策のお願い

【県民のみなさまへ】 お店のルールやマナーを守っていただくようお願いします
【飲食店のみなさまへ】 お店ぐるみでガイドライン・感染防止対策の再徹底をお願いします

県民のみなさまへ「感染リスクを下げて会食を楽しむ工夫のポイント」

- 手指消毒、会話時のマスク着用の徹底
- 体調が悪い時は参加しない
- 大皿を避け、箸やグラスも共用は控える
- 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、黙食・マスク会食を心掛ける
また、大声を出さず、乾杯は控え、パーティションを外したり、大騒ぎすることはNG



飲食店のみなさまへ「飲食店での感染予防対策のポイント」

- エアコン使用中でも換気を徹底
30分に1回、5分程度、窓やドアを全開しましょう
常時、対角にある2カ所以上の窓や扉を開けて、空気の流れを作りましょう
換気扇も有効に活用しましょう
- 会話時のマスク着用の徹底
- トイレや手洗い等の共有部分の消毒・拭き取りを徹底
- 従業員の体調管理を徹底
- お店のルールやマナーを守っていただくようお客様への呼びかけ



※これ以上感染が広がり飲食店にも及ぶこととなれば、「お食事クーポン券」、「安心対策エリア版割増クーポン食事券」の利用自粛をお願いすることとします。ご理解の上、感染防止対策に是非とも、ご協力ください。

中部・西部地区に「感染拡大警戒情報」を発出中

中部・西部地区の新規陽性者数が急拡大していることから、「**感染拡大警戒情報**」を発出しています。

特に家庭、学校、保育施設で子どもたちの感染が増えていますので、換気やマスクの着用など、今一度、対策の徹底をお願いします。

また、**東部地区でも感染が拡大し、警戒情報レベルに近づきつつあります。**
引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②感染経路不明数 【7日間移動平均】 注意:東西 10人/日 中 5人/日 警戒:東西 30人/日 中 15人/日	③新規陽性者 数の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大注意情報	5/26～	206.2人/週	20.9人/日	1.27倍
中部地区	感染拡大警戒情報	7/11～	732.9人/週	21.0人/日	1.33倍
西部地区	感染拡大警戒情報	7/4～	648.2人/週	73.3人/日	1.34倍

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（7月17日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	484.1人 (2,679人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	25.7% (90/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値(7月17日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	572.5人 (3,168人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	19.0% (2,679/14,125件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが7/17（日）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
211	事業所	○	鳥取市	7名	7/11～16
212	事業所	—	鳥取市	8名	7/15～16
213	三朝町立賀茂保育園	○	三朝町	10名	7/15～17
214	事業所	○	境港市	8名	7/9～15

2 患者対応

陽性者は、在宅療養または宿泊療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（211例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員7名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

公表について（第7条）

- ・施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（212例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員8名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、7/16（土）から休業している。

公表について（第7条）

- ・施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（213例目）

三朝町立賀茂保育園

陽性者数	所在地
園関係者10名	三朝町

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は7/15（金）の陽性者判明後から休園している。

公表について（第7条）

- ・三朝町は、当該保育園で陽性者が判明したことを公表している。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（214例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員8名	境港市

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

公表について（第7条）

- ・施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

＜ところとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392